

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	霊園の使用の制限等		
根拠条例等・条項	堺市霊園条例第10条		
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・靈堂）		
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設 定      • 設定できない      • 基準を公開できない</p> <p>災害その他の事由により使用場所の使用が困難又は危険であると判断されるとき。</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞	・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手續を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		